

## 第7 ハロゲン化物消火設備

### 1 ハロゲン化物消火設備の使用抑制とリサイクルハロン

ハロゲン化物消火設備は、地球環境の保護の観点から設置を抑制しており、その設置にあたっては、原則として別記1「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制について」によること。

### 2 全域放出方式

#### (1) 貯蔵容器等の設置場所

消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下この項において「貯蔵容器等」という。）の設置場所は、政令第17条第4号及び省令第20条第4項第4号の規定によるほか、第6 不活性ガス消火設備1.(2)によること。

#### (2) 貯蔵容器等

貯蔵容器等は、省令第20条第4項第4号の規定によるほか、次によること。

ア 高圧ガス保安法令に適合するものであること。

イ 加圧式貯蔵容器等に設ける省令第20条第4項第4号ロ及び第5項の放出弁は、認定品とすること。◆

#### (3) 選択弁

省令第20条第4項第10号の規定による選択弁は、第6 不活性ガス消火設備1.(4)を準用すること。

#### (4) 容器弁等

省令第20条第4項第4号イ、第6号の2、第8号及び第11号に規定する容器弁、安全装置及び破壊板（以下この項において「容器弁等」という。）は、認定品とすること。◆

#### (5) 容器弁開放装置

第6 不活性ガス消火設備1.(6)を準用すること。

#### (6) 配管等

省令第20条第4項第7号によるほか次によること。◆

ア 起動の用に供する配管で起動容器と貯蔵容器との間には、誤作動防止のための逃し弁（リリースバルブ）を設けること。

イ ハロン1301を放射するものに使用する配管の口径等は、省令第20条第4項第16号に基づく告示基準が示されるまでの間、(社)日本消火装置工業会基準に定める計算方法により算出された配管の呼び径とすること。

#### (7) 噴射ヘッド

省令第20条第1項第4号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。◆

#### (8) 防護区画の構造等

ア 第6 不活性ガス消火設備1.(9)（キを除く。）を準用すること。

イ 指定可燃物のうち、ゴム類等を貯蔵し、又は取り扱うものの防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。◆

(9) 制御盤等◆

制御盤には、起動装置の放出用スイッチ等の作動から貯蔵容器等の容器弁又は放出弁の開放までの時間を 20 秒以上となる遅延装置を設けるほか、第 6 不活性ガス消火設備 1. (11) (ア. (ア)を除く。)を準用すること。

(10) 起動装置

第 6 不活性ガス消火設備 1. (12) (エを除く。)を準用するほか、次によること。

ア 放出用スイッチは、表示灯等により起動確認ができるものであること。

イ 放出用スイッチは、ロック式としないこと。ただし、ロック状態を警報表示できるものはロック式とすることができる。

ウ 省令第 20 条第 4 項第 14 号イに規定する時間内に手動起動装置の操作箱内に設けた他のスイッチ操作（非常停止スイッチ）により、消火剤の放出を停止できるものであること。

なお、放出用スイッチと非常停止用スイッチは、それぞれ独立したものとすること。

(11) 音響警報装置

省令第 20 条第 4 項第 13 号の規定によるほか、第 6 不活性ガス消火設備 1. (13)を準用すること。

(12) 放出表示灯

省令第 20 条第 4 項第 14 号イ. (ハ)に規定する放出表示灯は、第 6 不活性ガス消火設備 1. (14) (イを除く。)を準用すること。

(13) 排出措置等

放出された消火薬剤を安全な場所に排出するための措置を、第 6 不活性ガス消火設備 1. (16)の例により講じること。ただし、同(16). ア. (イ)に定める大きさは、当該床面積の 1%以上とすることができる。

(14) 非常電源、配線等

政令第 17 条第 5 号及び省令第 20 条第 4 項第 15 号の非常電源、配線等は、第 2 屋内消火栓設備 5を準用すること。

### 3 局所放出方式

(1) 局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置場所

局所放出方式のハロゲン化物消火設備は、駐車のに供される部分、通信機器室、指定可燃物を貯蔵し又は取り扱う防火対象物又はその部分以外の部分で、第 6 不活性ガス消火設備 2. (1)に定める部分に設置することができるものであること。

(2) 貯蔵容器等の設置場所

前 2. (1)によること。

(3) 貯蔵容器等

前 2. (2)によること。

(4) 選択弁

前 2. (3)によること。

(5) 容器弁等

前2.(4)によること。

(6) 容器弁開放装置

前2.(5)によること。

(7) 配管等

前2.(6)によること。

(8) 噴射ヘッド

省令第20条第2項第2号の噴射ヘッドは、認定品とすること。◆

(9) 制御盤

前2.(9)によること。ただし、遅延装置は設けないことができる。

(10) 起動装置

前2.(10)によること。

(11) 音響警報装置

前2.(11)によること。

(12) 排出装置等

前2.(13)によること。

(13) 非常電源・配線等

前2.(14)によること。

#### 4 移動式

第6 不活性ガス消火設備3を準用すること。

#### 5 消火剤放射時の圧力損失計算

配管等の圧力損失計算等については、(社)日本消火装置工業会基準によること。

#### 6 総合操作盤

(1) 総合操作盤

省令第20条第4項第17号の規定により設けること。

(2) 設置場所

総合操作盤は、第2 屋内消火栓設備11.(2)を準用すること。

#### 7 いたづら等による消火剤の放出事故防止対策

第6 不活性ガス消火設備7を準用すること。

## 別記1

### ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について

#### 1 使用抑制の主旨

ハロゲン化物消火設備・機器に使用される消火剤であるハロン2402、ハロン1211及びハロン1301（以下「ハロン消火剤」という。）の使用については、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」において、オゾン層を破壊する特定物質（特定ハロン（ハロン1211、ハロン1301及びハロン2402））として指定され、必要不可欠な分野（クリティカルユース）に該当しないものにあつては、設置を抑制するものである。

なお、設置の抑制は、法令によるものではないため、消防同意時等の際に防火対象物の関係者に対して周知を図ること。

#### 2 クリティカルユースの判断

クリティカルユースの判断に当たっては、次の原則に従って判断を行うものとする。

なお、クリティカルユースの判断を行った場合の使用用途の種類と、用途例については別表第1による。

##### (1) 設置対象

ア ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器は、他の消火設備によることが適当でない場合にのみ設置することを原則とする。

イ 設置される防火対象物全体で考えるのではなく、消火設備を設置する部分ごとにその必要性を検討する。

ウ 人命安全の確保を第一に考え、人の存する部分か否かをまず区分して、ハロン消火剤の使用の必要性について判断する。

##### (2) クリティカルユースの判断

クリティカルユースに該当するか否かの判断は、次のとおり行うものとする。

##### ア 人が存する部分の場合

当該部分は、基本的にはガス系消火設備を用いないことが望ましいことから、水系の消火設備（水噴霧消火設備・泡消火設備を含む。）が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができることとする。

##### イ 人が存しない部分の場合

当該部分は、基本的にガス系消火設備を用いることが可能であることから、水系消火設備及びハロン消火剤以外のガス系消火設備が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができるものとする。

(ア) 「人が存する部分」とは、次の場所をいう。

##### a 不特定の者が出入りするおそれのある部分

① 不特定の者が出入りする用途に用いられている部分

② 施錠管理又はこれに準ずる出入管理が行われていない部分

##### b 特定の者が常時介在する部分又は頻繁に出入りする部分

- ① 居室に用いられる部分
- ② 人が存在することが前提で用いられる部分（有人作業を行うための部分）
- ③ 頻繁に出入が行われる部分（おおむね1日2時間以上）

(イ) 水系の消火設備が適さない場合

- a 消火剤が不適である（電気火災、散水障害等）。
- b 消火剤が放出された場合の被害が大きい（水損、汚染の拡大）。
- c 機器等に早期復旧の必要性がある（水損等）。
- d 防護対象部分が小規模であるため、消火設備の設置コストが非常に大きくなる。

(ロ) ハロン以外のガス系消火設備が適さない場合

- a 消火剤が放出された場合の被害が大きい（汚損、破損（他のガス系消火剤による冷却、高圧、消火時間による影響等）、汚染の拡大（原子力施設等の特殊用途に用いる施設等で室内を負圧で管理している場所に対し、必要ガス量が多いこと等））。
- b 機器等に早期復旧の必要性がある（放出後の進入の困難性等）。

### 3 留意事項

(1) クリティカルユースの当否の判断は、新たにハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器を設置する場合に行うものとし、既設のハロゲン化物消火設備・機器は対象としない。

この場合、当該消火設備・機器へ充填するハロン消火剤はクリティカルユースとして取り扱い、当該消火設備・機器が設置されている防火対象物の部分等において大規模な改修等が行われる機会に適宜見直しを行うよう指導すること。

(2) 消防法令に基づく義務設置の消火設備・機器のほか、消防法令に基づく他の消火設備の代替として設置されるもの、任意に設置されるものも、これらの考え方にクリティカルユースの当否の判断を行い、該当しないものは抑制の対象とすること。

### 4 代替消火設備・機器について

ハロゲン化物消火設備・機器の代替となる消火設備・機器は、別表第2及び別表第3によるほか、次により指導するものであること。

(1) 自走式の駐車場（移動式の消火設備を設置できるものを除く。）に設置する設備は、努めて泡消火設備等の水系の消火設備とすること。

(2) 不活性ガス消火設備は、主に機械式駐車場（防護区画内に人が乗り入れるものを除く。）、受変電室、設備機械室等常時無人であるか又は保守関係要員等の特定の者のみが出入する施設を対象とし、当該消火設備を設ける防護区画は努めて小区画とすること。

別表第1

クリティカルユースの用途例

使用用途の種類		用途例
通信機関係等	通信機室等	通信機械室、無線機室、電話交換室、磁気ディスク室、電算機室、テレックス室、電話局切替室、通信機調整室、データプリント室
	放送室等	T V中継室、リモートセンター、スタジオ、照明制御室、音響機器室、調整室、モニター室、放送機材室
	制御室等	電力制御室、操作室、制御室、管制室、防災センター、動力計器室
	発電機室等	発電機室、変圧器、冷凍庫、冷蔵室、電池室、配電盤室、電源室
	ケーブル室等	共同溝、局内マンホール、地下ピット、E P S
	フィルム保管庫	フィルム保管庫、調光室、中継台、V T R室、テープ室、映写室、テープ保管庫
	危険物施設の計器室等	危険物施設の計器室
歴史的遺産等	美術品展示室等	重要文化財、美術品保管庫、閲覧室、展示室
その他	加工・作業室等	輪転機が存する印刷室
危険物関係	貯蔵所	危険物製造所、屋内貯蔵所、燃料室、油庫
	塗料等取扱所	充填室、塗料保管庫、切削油回収室、塗装室
	危険物消費等取扱所	ボイラー室、焼却炉、燃料ポンプ室、燃料小出室、暖房機械室、蒸気タービン室、ガスタービン室、鋳造場、乾燥室
	油圧装置取扱所	油圧調整室
	タンク本体	タンク本体、屋内タンク貯蔵所、屋内タンク室、地下タンクピット、集中給油設備、製造所タンク、インクタンク、オイルタンク
	浮屋根式タンク	浮屋根式タンクの浮屋根シール部分
	L Pガス付臭室	都市ガス、L P Gの付臭室
駐車場	自動車等修理場	自動車修理場、自動車研究室、格納庫
	駐車場等	自走式駐車場、機械式駐車場（防護区画内に人が乗り入れるものに限る。）、機械式駐車場（前記を除く。）、スロープ、車路
その他	機械室等	エレベータ機械室、空調機械室、受水槽ポンプ室
	厨房室等	厨房室
	加工、作業室等	光学系組立室、漆工室、金工室、発送室、梱包室、印刷室、トレーサー室、工作機械室、製造設備、溶接ライン、エッチングルーム、裁断室
	研究試験室等	試験室、技師室、研究室、開発室、分析室、実験室、殺菌室、電波暗室、病理室、洗浄室、放射線室
	倉庫等	倉庫、梱包倉庫、収納庫、保冷库、トランクルーム、紙庫、廃棄物室、
	書庫等	書庫、資料室、文書庫、図書室、カルテ室
	貴重品等	宝石・毛皮・貴金属販売室
	その他	事務室、応接室、会議室、食堂、飲食室

※ 網掛け部分は、クリティカルユースに係るもの。

別表第2

設置場所ごとの代替消火設備・機器一覧表（政令設置関係）

設置場所		消火設備・機器の種類	水噴霧消火設備	泡消火設備／高発泡	泡消火設備／低発泡	不活性ガス消火設備	粉末消火設備
一般防火対象物	自動車の修理又は整備の用に供されるもの			○	○	○	○
	駐車場	垂直循環方式	○	○	○	○	○
		多層循環方式		○		○	○
		水平循環方式		○		○	○
		エレベーター方式		○		○	○
		エレベータースライド方式		○		○	○
		平面往復方式	○	○	○	○	○
		自走立体方式・自走平面方式	○	○	○		○
		地下方式（多段方式を含む。）		○		○	○
		自動式エレベーター方式		○		○	○
	屋上				●	●	
鍛造場・ボイラー室・乾燥室その他多量の火気を使用する部分					○	○	
発電機・変圧器その他これらに類する電気設備					○	○	
通信機器室					○	○	
危険物施設等	指定可燃物	可燃性固体類・可燃性液体類又は合成樹脂	○	○	○	○	○
		木材加工品及び木くず	○	○	○	○	
	電気設備					○	○
	第2類の引火性固体及び第4類の危険物	電気設備	○	○	○	○	○
		一般取扱所	○	○	○	○	○
	屋内貯蔵所	屋内貯蔵所	○	○	○	○	○
屋外タンク		○		○			
20号タンク				○	○	○	

凡例 ○：固定式の設置が可能 ●：移動式の設置が可能

別表第3

設置場所ごとの代替消火設備・機器一覧表（条例・自主設置関係）

設置場所		消火設備・機器の種類	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備	泡消火設備／高発泡	泡消火設備／低発泡	不活性ガス消火設備	粉末消火設備
一般防火対象物	機械室		○	○	○	○	○	○
	展示室		○	○			○	○
	厨房		○	○			○	○
	図書館・博物館・美術館		○	○			○	○
	電子計算気室		○				○	○
	倉庫	金庫室・トランクルーム	○				○	○
		ラック式その他	○		○		○	
	テレビ・ラジオの放送施設		○				○	○
	航空管制室・制御室等		○				○	○
	ケーブル室等		○	○			○	
フィルム等保管庫			○	○		○	○	
危険物施設	印刷機室					○	○	

凡例 ○：固定式の設置が可能